

# 「小中一貫教育推進事業」支援業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

「小中一貫教育推進事業」支援業務

## 2. 業務の目的

本市では、小学校から複数の中学校へ進学する分割校を解消し、全市的な小中一貫教育を進めていくため、令和4年12月に豊中市学校教育審議会から「小中一貫教育に関する基本的な考え方」についての答申を受け、令和5年度当初に「小中一貫教育に関する基本的な考え方」を策定する予定で進めている。

現在既に庄内地域において、小学校6校と中学校3校を施設一体型の義務教育学校2校に再編する「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」を平成29年（2017年）8月に策定し、取組を進めており令和5年（2023年）4月に庄内さくら学園※が開校予定となっている。

今後、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」以外の校区において、小中一貫教育の取組みを広げていくため、別添のスケジュールに沿って取組みを進めていくこととしている。

本業務は、そのうち第八中学校区（第八中学校、北丘小学校、東丘小学校）内において、学校教育法施行規則第五章の二第二節に基づく義務教育9年間で系統立てた学校運営をするための基礎となる学校運営計画（素案）作成の委託を行うもの。また、関連する全国的な先進事例などについても参考資料として提供するものとする。なお、グランドデザイン、学校教育目標と校区で統一した校務分掌などは、本業務に必要な資料については、業務委託契約締結後すみやかに情報提供するものとする。

（※庄内小学校、野田小学校、島田小学校、庄内さくら学園中学校が令和5年に再編されて、施設一体型義務教育学校の庄内さくら学園になります）

## 3. 委託期間

契約日から令和6年（2024年）3月29日まで

## 4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

## 5. 委託業務内容

### （1）第八中学校区の小学校、中学校の現状の取組み状況の把握

第八中学校区の小学校、中学校の教職員から聞き取り調査を実施し、現在の学校での取組み状況を把握しテーマ・項目ごとのに整理を行い資料として調製すること。

### （2）第八中学校区の学校カルテの作成

全国学力・学習状況調査、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、教職員の配置状況など学校が保有する情報とe-Stat政府統計その他の情報を収集し項目ごとに整理し、校区での児童生徒の現状や課題とその背景も含めた分析を行なった資料を調製すること。

### （3）学校カルテをふまえた教育カリキュラムとシラバス（素案）の作成

教え方・学び方のルール、学力や学習面において特に注意して教える部分、習熟度別で実施すべき教科や学年その他TT体制など強化すべき学年・教科や小中の学力実態をふまえた小中の連携・交流のあり方などこの校区の学力の向上に向けて必要な項目を整理し、独自のカリキュラムの必要性も含めた提

案を交えて調製すること。

#### (4) 学校カルテをふまえた生徒指導計画（素案）の作成

不登校や不登校傾向の児童生徒の対応、幼保連携も含めたクラス編制と子どもの特性継承マニュアル、児童・生徒の交流の仕方（多学年交流）その他発達段階をふまえた生徒指導上のあり方について、独自カリキュラムの必要性も含めた提案を交えて調製すること。

#### (5) 学校運営のルール

現状の取組み状況の把握をふまえたうえで、学校安全管理計画その他独自の学校運営などテーマ、項目ごとに取りまとめ整理したものを調整すること。

#### (6) その他、豊中市教育委員会事務局が業務を遂行するにあたり指示する事項

### 6. 業務に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

### 7. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

### 8. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

### 10. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を以下の内容で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1	着手時	紙媒体
2	業務実施計画書	1	契約後 14 日以内	紙媒体
3	小中一貫教育推進事業支援業務の企画書	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
4	小中一貫教育推進事業支援業務の報告書	1	令和 6 年 3 月	紙媒体 及び 電子媒体
5	業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

#### 11. 成果品の帰属

(1) 本業務の履行により作成された成果品の所有権は委託者に帰属する。

(2) 成果品に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は受託者に帰属し、受託者は、委託者に提出した成果品の内容を改変する等して第三者に提供することができる。

ただし、受託者は、委託者に対し、委託者及び豊中市が設置する小・中学校・義務教育学校において成果品を利用(複製、翻案等を含む。)し、及び再許諾することを無償で許諾する(委託期間終了後も含む)。また、受託者は、委託者が必要に応じて成果品に追加、変更、削除その他の改変を行うことを了承するとともに、委託者の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

#### 12. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 13. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。